

岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金事業実施要綱

令和7年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や原料価格の高騰によりノリ網などの養殖用資材の価格が高騰し、ノリ養殖漁業者の経営を圧迫していることから、今後の継続的かつ安定的な漁業経営を支援するため実施する、岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金給付事業（以下「支援金事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ノリ養殖漁業者 朝日漁業協同組合、九幡漁業協同組合、小串漁業協同組合に所属しノリ養殖業を営む経営体をいう。
- (2) ノリ網 ノリ養殖に使用する網。
- (3) 処理剤 アオサや珪藻類の混入防止やノリ網の汚れ除去、病気の予防のために使用するもの。
- (4) 支援金 前条の目的を達するために、岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金として岡山県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）によって交付される補助金をいう。
- (5) 交付対象事業者 別記に掲げる者をいう。

(支援金の交付)

第3条 県漁連は、交付対象事業者に対し、この要綱に定めるところにより支援金を交付する。

2 支援金の交付は、1交付対象事業者につき1回限りとする。

(交付額)

第4条 前条の規定により交付対象事業者に対して交付する支援金の金額は、購入したノリ網1枚につき650円と処理剤1本につき1,800円をそれぞれ乗じ、足して得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 支援金の対象は、ノリ網は令和6年6月以降、処理剤は令和6年9月以降に購入したものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 支援金に係る申請受付開始日は、令和7年10月1日とする。

2 申請期限は、令和8年1月30日までとする。ただし、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が郵送で申請をした場合は、申請期限までの日付の消

印があるものについては、申請期限までに申請されたものとみなす。

3 申請期限は必要に応じて関係者と協議の上、延長することができる。

(申請及び交付の方式)

第6条 様式第1号(以下「申請書」という。)のほか次に掲げる書類を添えて申請を行う。

- (1) ノリ網及び処理剤の購入を証する書類
- (2) 振込先口座通帳の写し(申請者本人(法人の場合は法人)名義のものに限る。)
- (3) 運転免許証の写しその他の本人であることを証する書類(個人である場合に限る。)
- (4) 履歴事項全部証明書(法人である場合に限る。)(発行日から3月以内のものに限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 支援金の交付は、県漁連が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

(交付の決定等)

第7条 県漁連は、第6条第1項の規定により申請を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付又は不交付を決定し、岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金交付決定及び交付額確定通知(様式第2号ア)又は岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金不交付決定通知(様式第2号イ)により通知を行い、交付を決定した当該交付対象事業者に対し支援金を交付する。

2 岡山市は、県漁連が前項の決定を行うにあたり必要がある場合には、申請者の住民基本台帳及び個人市県民税又は法人市民税の課税状況に関する調査を行う。

(交付決定の取消し)

第8条 県漁連は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める交付対象事業者の要件に該当しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後についても適用する。

(支援金の交付等に関する周知)

第9条 県漁連及び岡山市は、支援金事業の実施に当たり、交付対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により漁業者へ周知する。

(申請書に不備等があった場合の取扱い)

第10条 申請者からの申請書に不備等があり、県漁連が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったことその他申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の返還)

第11条 申請者は、第8条第1項各号に定める事由による取り消しを受けた場合において、前条の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領

の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を求めるものとする。

- 2 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金事業の実施のために必要な事項は、県漁連が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別記（第2条関係）

交付対象事業者

以下の要件をすべて満たすもの

- 1 令和7年度において、朝日漁業協同組合、九幡漁業協同組合、小串漁業協同組合に所属しノリ養殖業を営む経営体で、今後もノリ養殖業を継続する意思を有するものであること。
- 2 次の(1)から(4)に掲げる「支援金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 個人または法人（以下「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第 1 号) 表面

様式第1号

岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

岡山県漁業協同組合連合会 様

〒 ー

申請者 住所

氏名(代表者名)

署名又は記名押印

法人名※1

日中連絡可能

な電話番号

※1 法人の方は、法人名及び代表者名を記入してください。

私は、事業を継続するため岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金の交付について申請します。また、誓約・同意事項に同意します。

記

1. 交付申請 提出書類の揃っているもののみ申請してください

所属漁業協同組合(いずれかに○)	朝日 ・ 九幡 ・ 小串
ノリ網購入枚数(A) ※1	枚
処理剤購入本数(B) ※2	本
ノリ養殖用資材購入高騰額(C) ※3	(A×650円+B×1,800円) 円
支援金申請額 ※A×650円とB×1,800円の合計Cと20万円のいずれか 低い方の金額(千円未満切り捨て)	円

※1 添付いただく「ノリ養殖用資材の金額の分かる書類の写し(購入伝票、領収書等)」にて購入したノリ網の枚数を記載

※2 添付いただく「ノリ養殖用資材の金額の分かる書類の写し(購入伝票、領収書等)」にて購入した処理剤の本数を記載

※3 A×650円とB×1,800円の合計額を記載

受付番号

事務局記入欄

審査

入力

支払

2. 振込口座 交付決定された場合、下記の口座に振り込みます。なお、現金交付は行いません。

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支店・支所名	店 所	口座種別	☐ 普通 ☐ 当座				
口座名義 (申請者名義)	フリガナ								

※必ずフリガナをつけてください

3. 提出書類 裏面チェックシートを確認の上、必要な書類を必ず提出してください。

- (1) 岡山市ノリ養殖用資材高騰対策支援金交付申請書、
(2) 令和6年度、7年度のノリ養殖用資材購入の分かる書類の写し(購入伝票、領収書等)、
(3) 振込先口座通帳の写し、(4) 本人確認書類の写し(個人のみ)、(5) 履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)

【誓約・同意事項】

- 私は、本申請にあたり、岡山市ノリ養殖用資材高騰対策支援金事業実施要綱の規定を遵守し、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、申請結果のいかんにかかわらず、提出書類の返還は求めません。
- 本申請の対象者要件審査のため、岡山市が申請者の住民基本台帳及び個人市県民税又は法人市県民税の課税状況を担当課に照会すること及び担当課が回答することについて同意します。
- 本申請の対象者要件審査のため、申請者の個人情報を公的機関(岡山市・税務署・警察署)に照会し、取得することに同意します。
- 申請書の不備等の事由により審査が完了せず、令和8年1月30日までに追加書類の提出がない場合、又は連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 本支援金受給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には当該支援金を返還及び延滞金等を支払うことに同意します。
- 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 申請書及び添付書類に記載された情報を、公的機関(岡山市・警察署)の求めに応じて提供することに同意します。

交付要件、添付書類については裏面チェックシートをご確認ください



提出用チェックシート

【要件】 交付要件を確認しチェックしてください。

項 目	申請者✓	事務欄
岡山市の朝日・九幡・小串漁業協同組合のいずれかに所属している。		
令和 6 年度と 7 年度の価格高騰以降の養殖ノリ資材購入額を記載した。		
今後も岡山市でノリ養殖業を営む意思がある。		
暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持つ者ではない。		

【添付書類】 添付書類を確認しチェックしてください。

項 目	申請者✓	事務欄
令和 6 年 6 月以降のノリ網購入枚数と令和 6 年 9 月以降の処理剤購入本数が分かる書類の写し（購入伝票・領収書等）		
通帳の写し（口座名義は本人（法人の場合は法人）名義のものに限る） ※通帳の表紙と通帳を開いた 1、2 ページ目		
本人確認書類の写し 【個人のみ】 ※①から⑤のいずれかの書類 ※申請日時点で有効かつ、申請者住所と同一であることが確認できるもの。 ① 運転免許証（両面）又は運転経歴証明書（両面） ② マイナンバーカード（おもて面） ③ 写真付きの住民基本台帳カード（おもて面） ④ 在留カード、特別永住者証明書 ⑤ 公的身分証明書（健康保険証等）及び住民票の写し（発行日から 3 か月以内のもの）		
法人の存在が確認できる書類 【法人のみ】 履歴事項全部証明書の写し（発行日から 3 か月以内のもの）		

事務局記入欄

(様式第 2 号ア)

年 月 日

岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金交付決定及び交付額確定通知

先日、申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり交付決定及び交付額を確定しましたので、通知します。

記

岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金交付決定及び交付確定額

円

以上

(様式第 2 号イ)

年 月 日

岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金不交付決定通知

先日、申請されました標記の支援金について、審査の結果、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

不交付決定の理由

以上

(様式第 3 号)

年 月 日

岡山市ノリ養殖用資材価格高騰対策支援金返還決定通知

標記のことについて、以下のとおり決定したので通知します。

記

1. 返還金額
- 円
2. 返還事由

以上